

同時  
発表

香川河川国道事務所

平成 30 年 4 月 3 日  
国土交通省四国地方整備局河川部**洪水情報の緊急速報メール配信を  
四国の全ての国管理河川（8 水系）にエリア拡大します！**

四国地方整備局では、平成 29 年 5 月から国が管理する 7 水系において緊急速報メールを活用した洪水情報※<sup>1</sup>のプッシュ型配信※<sup>2</sup>に取り組んでいますが、平成 30 年 5 月 1 日から土器川を追加し、全ての国管理河川（8 水系）に配信対象をエリア拡大します。

この取り組みにより洪水の危険性を住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進します。

- ※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル 4）及び氾濫発生情報（レベル 5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。  
 ※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

**1 エリア拡大開始日**  
平成 30 年 5 月 1 日（火）

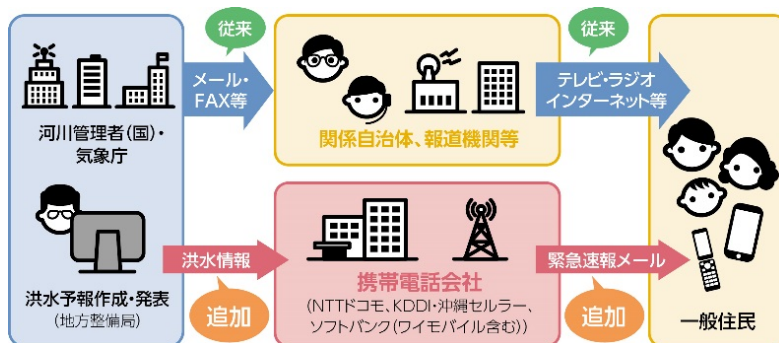
**2 配信対象**  
国管理河川 8 水系の  
38 市町村（別表による）

**3 配信対象者**  
配信対象内の携帯電話等  
（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

**4 配信する情報**  
対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位に到達した場合）」や「河川氾濫が発生した場合」に配信対象地域にいれば受信者側が要求しなくても携帯電話やスマートフォンに強制的に洪水情報が配信されます。

**5 留意事項**  
別表による

※本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取り組みに該当します。



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

受信メール

2017/09/17 19:33

河川氾濫のおそれ  
重信川の出合（松前町）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。  
本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。  
（国土交通省）

実際の配信メール例

【問い合わせ先】 ●四国の河川に係る問い合わせ先 ◎主たる問合せ先  
 国土交通省 四国地方整備局 河川部 水災害予報センター長 香川 正好 / ●水災害対策専門官 片井 良英  
 TEL : (087) 811-8320 (内線3851) (内線3852)  
 香川河川国道事務所 副所長(河川) 田中 裕 / ◎課長 吉岡 修一  
 TEL : (087) 821-1561 (内線204) (内線311)

別表 四国地方整備局 洪水情報の配信先一覧（平成30年5月1日時点）

| 番号 | 水系名 | 河川名       | 基準観測所名<br>(位置)            | 受持区間                                                                                  | 配信先                                          | 配信<br>開始日 |
|----|-----|-----------|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------|
| 1  | 吉野川 | 吉野川       | 池田<br>(徳島県三好市)            | 左岸: 徳島県三好市池田町から徳島県阿波市阿波町<br>右岸: 徳島県三好市池田町から徳島県吉野川市山川町                                 | 徳島県 三好市、東みよし町、つるぎ町、美馬市                       | H29.5.1   |
|    |     |           | 岩津<br>(徳島県阿波市)            | 左岸: 徳島県阿波市阿波町から徳島県阿波市吉野町<br>右岸: 徳島県吉野川市山川町から徳島県吉野川市鴨島町                                | 徳島県 阿波市、吉野川市、板野町、上板町、石井町、藍住町、徳島市、北島町、松茂町、鳴門市 | H29.5.1   |
| 2  | 那賀川 | 那賀川       | 古庄(上流)<br>(徳島県阿南市)        | 左岸: 徳島県阿南市十八女町から徳島県阿南市楠根町<br>右岸: 徳島県阿南市加茂町から徳島県阿南市吉井町                                 | 徳島県 阿南市、小松島市                                 | H29.5.1   |
|    |     |           | 古庄(下流)<br>(徳島県阿南市)        | 左岸: 徳島県阿南市羽ノ浦町から河口<br>右岸: 徳島県阿南市上大野町から河口                                              | 徳島県 阿南市、小松島市                                 | H29.5.1   |
| 3  | 重信川 | 重信川       | 出合<br>(愛媛県松前町)            | 左岸: 愛媛県東温市下林900番の1地先から海まで<br>右岸: 愛媛県東温市見奈良25番地先から海まで                                  | 愛媛県 松山市、伊予市、東温市、松前町、砥部町                      | H29.5.1   |
| 4  | 肱川  | 肱川<br>矢落川 | 大洲第二<br>(愛媛県大洲市)          | 左岸: 愛媛県大洲市柚木から海まで<br>右岸: 愛媛県大洲市柚木から海まで                                                | 愛媛県 大洲市                                      | H28.9.5   |
| 5  | 物部川 | 物部川       | 深淵<br>(高知県香南市)            | 左岸: 高知県香美市土佐山田町神母ノ木字川添426番の2地先から海まで<br>右岸: 高知県香美市土佐山田町楠目字半坂1742番地先から海まで               | 高知県 高知市、南国市、香南市、香美市                          | H29.5.1   |
| 6  | 仁淀川 | 仁淀川       | 伊野<br>(高知県いの町)            | 左岸: 高知県吾川郡いの町加田字又四郎2473番の1地先から海まで<br>右岸: 高知県高岡郡日高村下分字上ノ首2653番地先から海まで                  | 高知県 高知市、土佐市、いの町、佐川町、日高村                      | H29.5.1   |
| 7  | 渡川  | 四万十川      | 具同<br>(高知県四万十市)           | 左岸: 高知県四万十市佐田三段畑道ノ西1409番地先から海まで<br>右岸: 高知県四万十市佐田鏡ヶ城山3189番地イ地先から海まで                    | 高知県 四万十市                                     | H29.5.1   |
| 8  | 土器川 | 土器川       | 祓川橋(まんのう区域)<br>(香川県まんのう町) | 左岸: 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先から香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先まで<br>右岸: 香川県仲多度郡まんのう町炭所西地先から香川県丸亀市綾歌町岡田西地先まで | 香川県 丸亀市、善通寺市、琴平町、多度津町、まんのう町                  | H30.5.1   |
|    |     |           | 祓川橋(丸亀区域)<br>(香川県まんのう町)   | 左岸: 香川県仲多度郡まんのう町東高篠地先から海まで<br>右岸: 香川県丸亀市綾歌町岡田西地先から海まで                                 | 香川県 丸亀市、坂出市、宇多津町、多度津町、まんのう町                  | H30.5.1   |

※赤字: エリア拡大箇所

## 留意事項

- ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
- ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話事業者のホームページよりご確認ください。

NTT ドコモ: [https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible\\_model/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html)

KDDI・沖縄セルラー: <https://www.au.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>

ソフトバンク: [http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/models/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/)

ワイモバイル: [http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/)

(参考資料)

# 緊急速報メールを活用した 洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 四国地方整備局

平成30年4月

# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

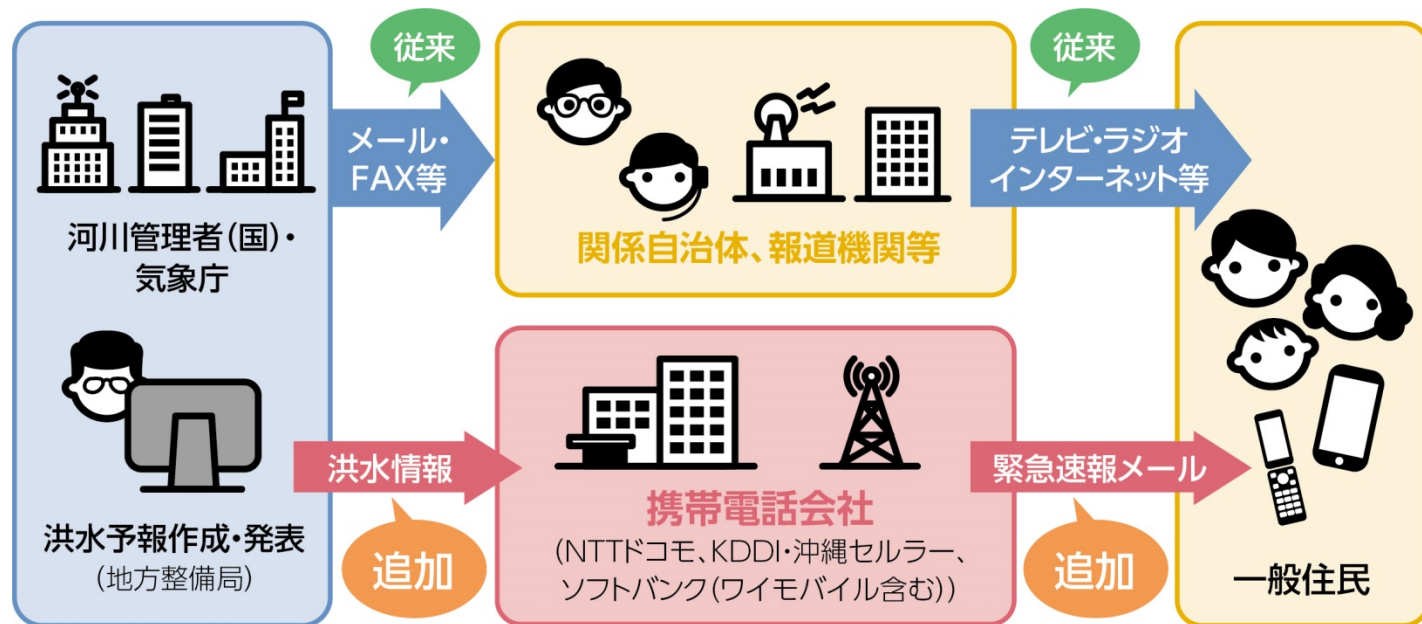
～平成30年5月1日から、全ての国管理河川（8水系）にエリア拡大します～

四国地方整備局では、平成29年5月から国が管理する7水系において緊急速報メールを活用した洪水情報※<sup>1</sup>のプッシュ型配信※<sup>2</sup>に取り組んでいますが、平成30年5月1日から土器川を追加し、全ての国管理河川（8水系）に配信対象をエリア拡大します。

この取り組みにより洪水の危険性を住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



## 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取り組みとして国土交通省が実施するものです。

# 配信内容①

## 1 開始日

平成30年5月1日（火）

## 2 配信対象

国が管理する8水系の38市町村（詳細は、別表による）

## 3 配信対象者

配信対象エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

## 4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

| 段階    | 配信情報                                   | 配信契機                                                   |
|-------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| ①     | 河川氾濫のおそれがある情報                          | 対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時                 |
| ②- I  | 氾濫が発生した情報<br>（※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報）    | 対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時    |
| ②- II | 氾濫が発生した情報<br>（※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報） | 対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時 |

## 配信内容②

### 5 配信文案

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を緊急速報メールを活用して配信されます。

#### ○配信対象となる市町村の住民へ配信される○○川の洪水情報の例

##### ①河川氾濫のおそれ

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫のおそれ

（本文）  
○○川の水位が上昇し、○○（○○市○○）付近で避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

##### ②- i 河川氾濫発生 （河川の水が堤防を越えて流れ出ている時）

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫発生

（本文）  
○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）

##### ②- ii 河川氾濫発生 （堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時）

###### 【見本】

（件名）  
河川氾濫発生

（本文）  
○○川の○○市○○地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。  
本通知は、四国地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

（国土交通省）